

前橋市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>○<u>前橋市夜間休日診療所の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>夜間休日診療所の設置及び管理</u>について必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 <u>夜間及び休日の救急患者</u>に対して応急的な診療を行うため、本市に<u>夜間休日診療所</u>を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第3条 <u>夜間休日診療所</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 <u>前橋市夜間休日診療所</u> (2) 位置 <u>前橋市朝日町三丁目21番13号</u> (診療等)</p> <p>第4条 <u>前橋市夜間休日診療所</u>は、<u>夜間及び休日の救急患者</u>に対して応急医療に必要な診療を行うものとし、診療科目、診療日及び診療時間は、市規則で定める。 (利用の制限)</p> <p>第5条 <u>市長は、夜間休日診療所を利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、夜間休日診療所の入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</u> (1) <u>公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u> (2) <u>施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</u> (3) <u>その他夜間休日診療所の管理上支障があると認められるとき。</u> (使用料等)</p> <p>第6条 <u>夜間休日診療所</u>の使用料及び手数料は、別表のとおりとする。 (使用料等の減免)</p> <p>第7条 市長は、<u>特に必要があると認めるときは、前条の使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。</u> (損害賠償)</p> <p>第8条 <u>夜間休日診療所の利用者は、施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。</u> (委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に<u>関し必要な事項は、市規則で定める。</u> 別表(第6条関係) 表省略</p>	<p>○<u>前橋市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>夜間急病診療所の設置及び管理</u>について必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 <u>夜間の急病患者</u>に対して応急的な診療を行うため、本市に<u>夜間急病診療所</u>を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第3条 <u>夜間急病診療所</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 <u>前橋市夜間急病診療所</u> (2) 位置 <u>前橋市朝日町四丁目9番5号</u> (診療)</p> <p>第4条 <u>前橋市夜間急病診療所</u>(以下「<u>夜間急病診療所</u>」)は、<u>夜間の急病患者</u>に対して応急医療に必要な診療を行うものとし、診療科目、診療日及び診療時間は、市規則で定める。 (使用料等)</p> <p>第5条 <u>夜間急病診療所</u>の使用料及び手数料は、別表のとおりとする。 (使用料等の減免)</p> <p>第6条 市長は、<u>災害その他特別の理由があると認められた者については、使用料等を減免することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に<u>ついて必要な事項は、市規則で定める。</u> 別表(第5条関係) 表省略</p>